

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

平成28年4月26日

香 川 県 収 用 委 員 会

1 起業者の名称

高松市

2 事業の種類

市道木太鬼無線新設工事（香川県高松市鶴市町字御殿地内）及びこれに伴う導水路付替工事

3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在 香川県高松市鶴市町字御殿地内

地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積(㎡)	使用しようとする土地の面積(㎡)	備考
	公簿	現況	公簿	実測			
1534番 2	畑	山林	72	591.73	47.61	4.48	(収用しようとする土地の区域) 添付実測平面図のSP14、K87、K88、K89、K90、K82、SP12、L28及びSP14の各点を順次直線で結ぶ赤色の区域 (使用しようとする土地の区域) 添付実測平面図のSP13、SP14、L28、SP12、SP11、L28外及びSP13の各点を順次直線で結ぶ青色の区域
1535番 3	畑	山林	522				
1534番 5	畑	山林	762	758.18	609.55	5.74 2.19 計 7.93	(収用しようとする土地の区域) 添付実測平面図のSP5、L29、C2、B10、SP7、SP8、B9、E4、SP10、K74、K73、K71、K72、K78及びSP5の各点を順次直線で結ぶ赤色の区域 (使用しようとする土地の区域) 添付実測平面図のSP6、SP7、B10、C2及びSP6の各点を順次直線で結ぶ青色

							の区域並びに添付実測平面図のSP8、SP9、E4、B9及びSP8の各点を順次直線で結ぶ青色の区域
--	--	--	--	--	--	--	--

地番1534番2及び1535番3は、公図上1筆の土地として記載されているため筆界未定

(「添付実測平面図」は、省略し、香川県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

4 土地所有者の氏名及び住所

登記名義人 浮田良郎 香川県高松市鶴市町984番地6

(ただし、1534番2及び1535番3の登記簿記載の住所 香川県高松市番町3丁目16番16号)

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した日

平成28年4月25日